

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社山龍
- 業者の住所：長崎県佐世保市小佐々町田原69-34
- 2 指名停止措置期間：令和7年6月19日から令和7年9月18日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 同社の当時代表取締役は、長崎県佐々町が発注した工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月8日、長崎県警に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕され、同月28日、長崎地方検察庁から同罪で起訴されたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の8

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～7 略	
（競売入札妨害又は談合）	
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕さ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第10号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象として3か月以上12か月以内
9～14 略	